



国土交通省

富山河川国道事務所

記者発表資料

平成27年12月15日
配布：県政記者クラブ
扱い：配布後解禁

災対法に基づく「車両移動訓練」を実施

大雪時には、道路上に大量の立ち往生車両が発生し、緊急車両の通行や除雪作業に支障が生じる恐れがあります。

昨年11月に災害対策基本法が改正され、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者による放置車両・立ち往生車両等の移動に関する規定が盛り込まれました。

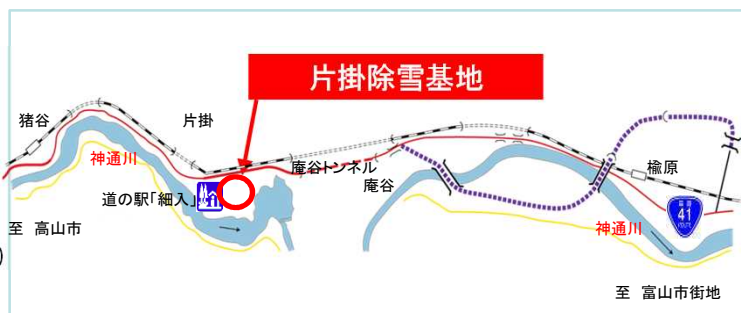
富山河川国道事務所では、大雪による立ち往生車両等を速やかに排除し、交通障害に迅速に対応できるよう、車両移動訓練を実施します。

1. 日時

平成27年12月16日（水）
10時00分～11時30分

2. 場所

かたかけじよせつきち
片掛除雪基地 かたかけ ほそいり
(国道41号富山市片掛「道の駅細入」横)



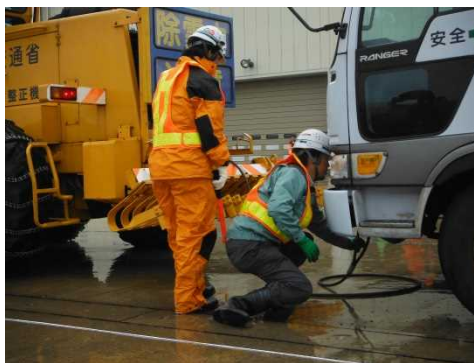
▲会場案内図

3. 内容

- (1)訓練概要説明
- (2)車両移動訓練
 - ・除雪車による大型車両の牽引
 - ・車両移動用具による放置車両の人力移動 他

4. 参加者

富山河川国道事務所
日本自動車連盟（JAF）富山支部
除雪作業受注者



▲H26訓練状況

※当日の気象状況により延期する場合があります。
(延期の場合：12月18日（金）開催)



▲登坂不能車発生状況（国道41号富山市庵谷地先）

お問い合わせ先

■ 道路管理第一課長 かんだ せいいち 勘田 誠一 TEL:076-443-4722（直通） FAX:076-443-4723（直通）



富山河川国道事務所 Tel.076-443-4701(代)
〒930-8537 富山市奥田新町2番1号 <http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/>